

船舶事故調査報告書

平成27年8月20日

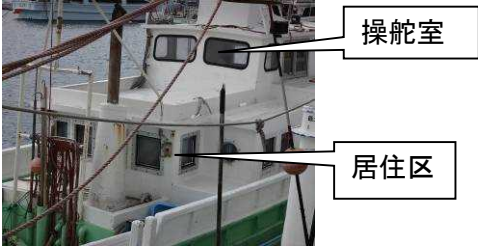
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 庄 司 邦 昭（部会長）

委員 小須田 敏

委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成26年7月20日 02時00分ごろ
発生場所	鹿児島県十島村横当島南南西方沖 曾津高埼灯台から真方位324° 22.5海里（M）付近 （概位 北緯28° 33.43′ 東経128° 53.20′）
事故調査の経過	平成26年7月31日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第三弘漁丸、9.97トン KG2-1746（漁船登録番号）、個人所有 10.93m（Lr）×2.84m×1.28m、FRP ディーゼル機関、183.88kW、昭和51年12月21日 第295-42831号（船舶検査済票の番号） B 船種船名不詳
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 38歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成12年6月16日 免許証交付日 平成21年11月12日 （平成27年6月15日まで有効） B 不明
死傷者等	A なし B 不明
損傷	A 右舷船首部外板に亀裂 B 不明
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、横当島周辺において一本釣り漁を終え、平成26年7月19日21時00分ごろ漁場移動しようと、黄色回転灯及び後部甲板の作業灯を表示し、6Mレンジとしたレーダーを作動させ、約3ノットの速力で自動操舵により南南西進した。 船長Aは、航行を始めて間もなく、他船を認めなかったため、操舵室の前方に設けられた居住区で横になっていたところ、眠ってしまい、20日02時00分ごろ、横当島南南西方沖において、船舶と衝

	<p>突した衝撃を感じた。</p> <p>船長Aは、衝撃を受けて目が覚め、周辺海域を確認したところ、B船を認めたが、B船がそのまま航行を続けたので、船名等を確認できなくなった。</p> <p>船長Aは、A船の損傷状況を確認し、予定していた漁場での作業を取りやめて帰航中、自家消費用の漁をした後、鹿児島県奄美市名瀬港に入港した。</p> <p>船長Aは、入港後、海上保安庁に本事故の発生を通報した。 (写真1参照)</p>  <p>写真1 A船 (付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、B船が大型船だと思った。</p> <p>船長Aは、出港後、二晩目の夜であり、疲労を感じていた。</p> <p>A船は、法定灯火を表示していなかった。</p> <p>A船のレーダーは、障害物に接近すれば、警報が鳴る機能を備えていたが、本事故時、本船が横当島に接近して航行したので、警報を切っていた。</p> <p>A船の操舵室には、操縦席がなかった。</p> <p>本事故発生時刻に本事故発生場所付近を航行した船舶のAIS情報を入手したが、本事故発生への同船舶の関与を明らかにすることができなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B 不明 A なし、B 不明 A なし、B 不明</p> <p>A船は、横当島南南西方沖を南南西進中、A船の船首部と航行中のB船とが衝突したのと考えられるが、B船を特定できなかったことから、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>A船は、法定灯火を表示せず、本事故時、黄色回転灯及び後部甲板の作業灯を表示していたのと考えられる。</p> <p>船長Aは、居住区で寝ていたのと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、横当島南南西方沖において、A船が南南西進中、</p>

	B船が航行中、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周囲の見張りを行うこと。 ・ 日没から日出までは法定灯火を表示すること。

付図1 事故発生経過概略図

